

第 63 回（令和 3 年度第 24 回） 新型コロナウイルス感染症対策会議

R3.12.23 PM1:50～

5F 大会議室

出席者：金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・
丸木・登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事
県保健医療部 秋田企画幹、涌井主幹

金井会長

本日も保健医療部の担当者に参加いただいているので、説明をお願いします。

秋田企画幹

資料に従って説明する。診療・検査医療機関について、現在、1363 機関に登録いただいている。全て公表しているのは埼玉県と高知県のみである。その結果、相談窓口への相談が滞りなく対応でき、診療・検査医療機関が約 8 割の検査をしていただいたのは、以前説明したとおりである。2 ページであるが、検討スタート時から先生方にご協力いただき、公表に合意いただいた上で、公表したこと。それから埼玉県独自の協力金を支給させていただいて、何より先生方にご指導いただいたのは、診療のガイドラインを作成させていただいたことにより、数も増えてきたと思われる。また、今、診療報酬が改定されて、公表の上、コロナ疑いの診察をした場合に診療報酬が拡充されるという仕組みもあり、それ以降ある程度の都道府県で一部公表するようになってきた。埼玉県の取り組みが全国のスタンダードになってきたのではないかと考えている。3 ページは年末年始の相談窓口についてである。1363 の医療機関に登録いただいたからこそできることである。一般論としては、年末年始は非常に休診のところが多いが、今回、診療・検査医療機関にお願いしたところ、多くの先生方が公表いただけることとなったため、まず、検索していただくという形をとることができた。年末年始の状況が入った検索サイトは昨日から稼働している。そこで受診先がマッチングできなかった場合には、電話で相談いただき、各都市医師会で対応いただいた特別な体制に繋げていただくこととなる。4 ページは自治体ごとの 29 日から 1 月 3 日までの検査体制である。続いてワクチンである。1、2 回目はほぼ終わっているという状況である。3 回目も少し始まって、1 万回を超えてきた状況であ

る。6、7ページは年代別の接種率である。8ページは追加接種である。国から連絡があるたびにお知らせしていたが、今回、ようやく前倒しについてまとまった情報が届いたので、説明する。対象については2回接種が完了した者全てをベースとし、まず、18歳以上の方となる。原則8カ月以上は変わらなかったが、一部範囲を限定して、前倒しが可能ということで、通知にも書いていただいた。前倒しの内容は、まず医療従事者は8カ月でなくてはいけないということがなくなり、6カ月以上となった。それから施設に入所されている方、病院や有床診に入院している患者さんは、接種券がなくてもある程度管理ができるということで、接種券なしでも接種可能となった。前倒しの期間としては、8カ月以上だったものが6カ月以上となった。その他元気な高齢者も前倒しの対象となるが、7カ月以上ということで、1カ月の前倒しとなった。さらに元気な高齢者については、2月からの前倒しとなる。使用するワクチンはモデルナ、ファイザー交接種を広く認めるということである。現在のワクチンの状況で前倒しに耐えられるか検証した。9ページをみていただくと、もともと8カ月といていたところで考えた場合の現在のワクチンの推計である。11月末で、692,632回分のワクチンがある。8カ月を前提とした場合、12月に接種する方が、72,097人となる。12月に分配される追加ワクチンが649,350回分ある。たし引きすると12月末のワクチンが1,269,887回分となる。令和4年3月末までは、ワクチンの在庫があるが、4月以降の分配が決まっていないため、そこまでしか推計できない。11ページは前倒しを前提に作成したものである。結果的に3月末で50万ほどワクチンが余ることとなる。前倒しを受け、各市町村から、県でも接種会場を設置してほしいという要望がかなりあった。そのため、県でも3回目に向け、ワクチン接種センターを設置する予定である。最初、高齢者からとなるため、7カ月前倒しし、2月からとなる。2月1日に北浦和の合同庁舎で接種を開始していきたいと思っている。13ページ以降、以前説明したものとなる。

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」について

埼玉県の診療・検査医療機関の概要

発熱患者の診療・検査を行うことができる医療機関を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として指定



指定数：**1,363** 機関

※令和3年12月21日時点（当初目標：1,200機関）

埼玉県では、全ての診療・検査医療機関を公表（全て公表は全国で埼玉県と高知県のみ）

全公表の効果

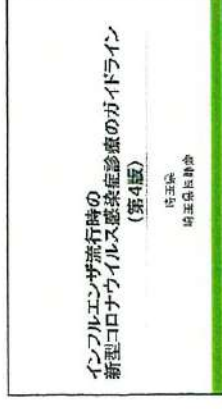
- 県ホームページの検索システムで、発熱患者がいま受診できる医療機関を自ら検索可能。
相談窓口が相談の電話でパンクすることなく対応できる。
※これまでの検索システムアクセス件数 約159万件（R2.12.1～R3.11.30）
- 発熱患者の円滑な診療・検査に繋がり、多くの検査を実施できる。
※ 県内の検査件数が過去最多となった8月23日には、約8割の検査を
診療・検査医療機関が実施（9,226／11,120件）（R3.10.5集計時点）
- ※ 埼玉県の陽性率は、一貫して首都圏で低い水準を維持



「埼玉県指定 診療・検査医療機関」について

診療・検査医療機関の主な確保策

- ① 検討スタート時から、**県と県医師会が全医療機関の公表について合意**
- ② 早期申請の医療機関に対し、**埼玉県独自の協力金50万円を支給**
- ③ 医療機関の不安解消のため、**県・県医師会が連携して診療ガイドラインを作成**



本県の取組の全国への波及

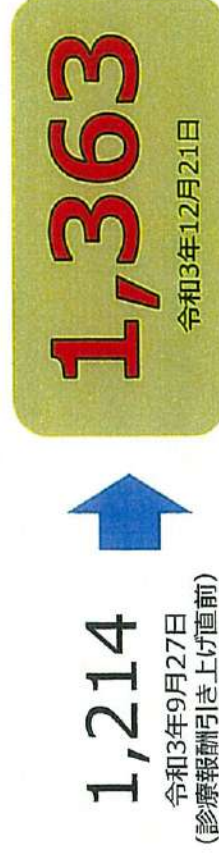
埼玉県から国に対し、診療・検査医療機関の「公表の働きかけ」と「財政支援の継続」を要望

- 国から全国の都道府県に対し、事務連絡により公表の検討を要請（令和3年2月24日）
- 公表医療機関が発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬を引き上げ（令和3年9月28日）

各都道府県の公表状況

	令和3年2月1日	令和3年11月1日
全て公表	2	2
一部公表	13	45
非公表	32	0

本県の診療・検査医療機関数



年末年始の電話相談窓口（発熱時）

年末年始期間中の発熱時の受診方法は次のとおりです（12月29日～1月3日）

- ① 埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システムで医療機関を検索
- ② 受診先が見つからない場合は、埼玉県受診・相談センター等に御連絡ください

埼玉県 診療・検査医療機関 検索



年末年始の診療・検査体制について

日付	29日	30日	31日	1日	2日	3日
稼働医療機関数	433	204	127	102	111	125

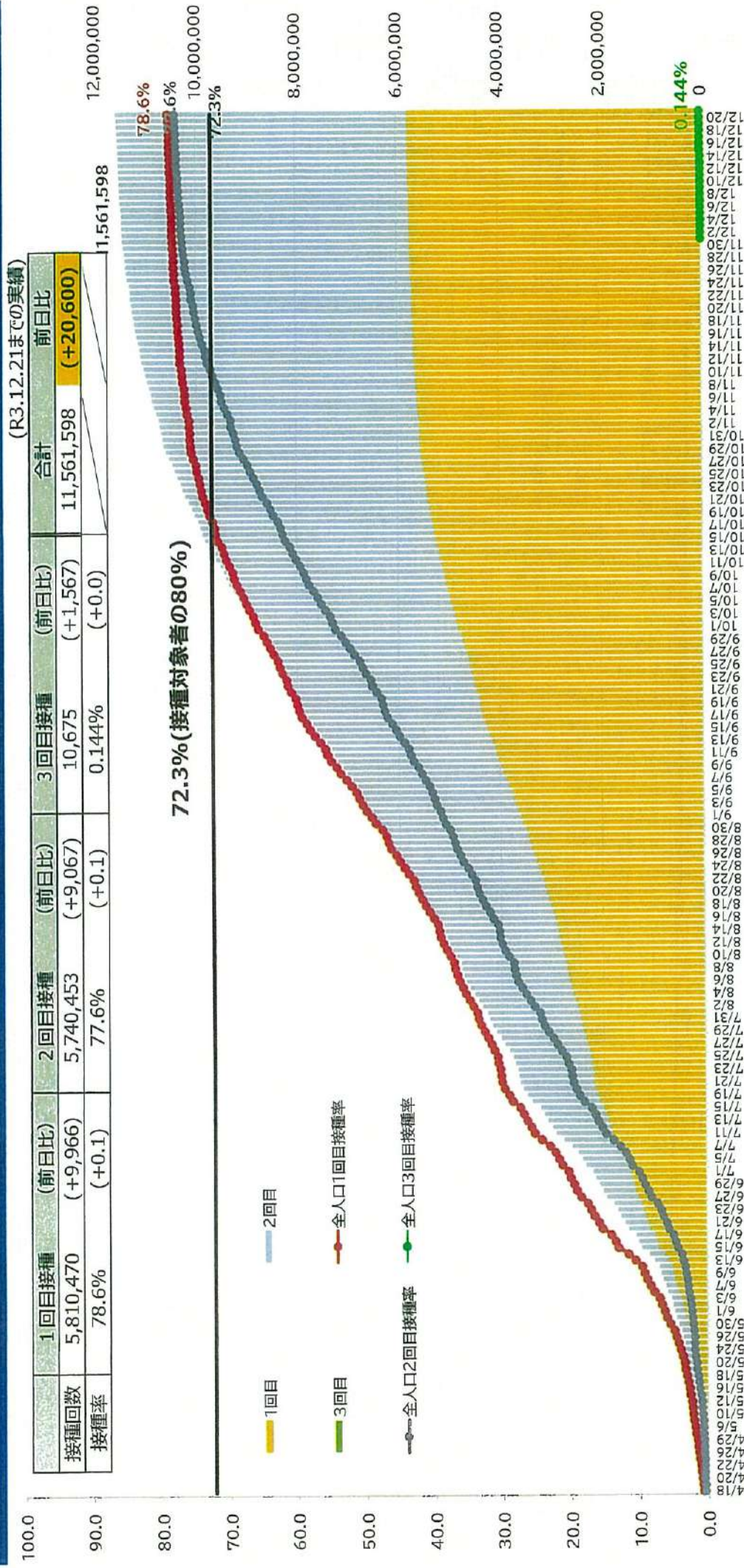
うち診療・検査医療機関

※R3.12.22
集計時点

医師会	市町村	29日	30日	31日	1日	2日	3日
瀬和	さいたま市浦和区	9	4	1	1	1	1
	さいたま市南区	4	2	1	0	1	1
	さいたま市緑区	7	3	3	2	2	2
	さいたま市桜区	2	0	0	0	0	0
	小計	22	9	5	2	4	4
川口市	川口市	34	14	9	9	8	9
	さいたま市大宮区	9	5	5	3	4	3
	さいたま市東区	10	3	0	0	1	2
	さいたま市西区	4	2	0	0	0	0
	さいたま市北区	7	3	1	1	1	1
川崎市	小計	30	13	6	4	6	6
	川崎市	20	12	10	8	9	11
	川崎市	20	2	4	3	3	4
	行田市	5	3	2	1	1	1
	所沢市	23	7	4	7	6	5
埼玉県	所沢市	5	3	2	2	2	2
	戸田市	5	3	3	1	1	2
	小計	14	6	5	3	1	2
	鴻巣市	4	2	1	1	1	0
	鴻巣市	6	3	1	1	1	1
北足立郡市	北本市	6	3	1	1	2	2
	伊奈町	5	3	1	2	1	1
	小計	21	11	5	4	6	4
	上戸市	13	5	2	1	1	2
	朝霞市	7	2	1	1	1	1
朝霞地区	朝霞市	3	2	1	0	0	1
	赤米市	4	2	2	2	2	2
	和光市	4	3	0	0	1	1
	新座市	4	3	0	0	4	5
	小計	18	9	4	3	4	5
草加八潮	草加市	9	5	2	0	0	2
	八潮市	6	3	1	1	1	1
	小計	15	8	3	1	1	3
	さいたま市外野	13	4	3	3	3	3
	入間地区	5	3	2	2	1	2
入間地区	入間市	2	1	1	0	0	0
	毛呂山町	0	0	0	0	0	0
	朝芝町	0	0	0	0	0	0
	小計	7	4	3	2	1	2
	飯能地区	5	3	2	1	1	1
飯能地区	飯能市	3	3	1	1	1	1
	小計	8	4	3	2	2	2
	富士見市	4	5	4	3	3	4
	ふじみ野市	2	5	4	4	4	3
	三芳町	2	2	2	2	2	2
坂戸鶴ヶ島	小計	14	12	10	9	9	9
	坂戸市	9	2	2	2	2	2
	鶴ヶ島市	2	1	1	1	1	1
	小計	7	3	3	3	3	3
	小計	17	3	3	3	3	3

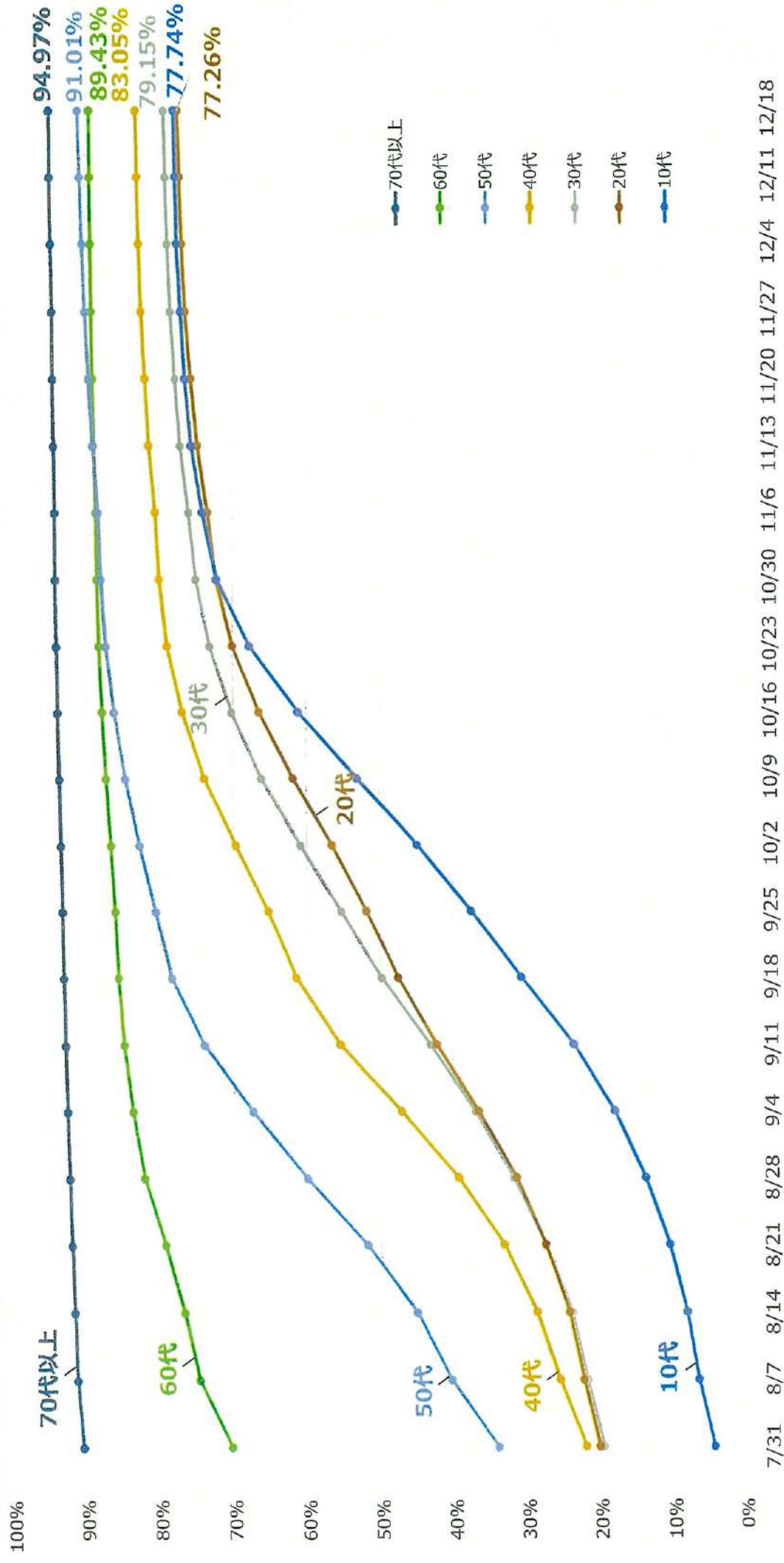
区部会	市町村	29日	30日	31日	1日	2日	3日
横浜市 比企	横浜市	9	5	1	1	1	1
	東横山市	11	4	4	2	3	4
	瀬川町	—	0	0	0	0	0
	麻山町	1	0	0	0	0	0
	小川町	4	2	2	2	2	2
	川島町	—	0	0	0	0	0
	青草町	1	0	0	0	0	1
	鳩山町	1	1	1	1	0	0
	七ヶ浜町	1	1	0	0	0	0
	栗原父村	0	0	0	0	0	7
横浜市 小計	小計	19	8	6	5	5	7
	横浜市中区	9	4	—	1	2	1
	鶴岡町	0	0	0	0	0	1
	鶴岡町	1	1	1	2	1	1
	鶴岡町	1	1	1	0	0	0
	鶴岡町	0	0	0	0	0	1
	小磯町	11	6	4	3	4	3
	小計	9	5	3	2	2	0
	横浜市	0	0	0	0	0	0
	上里町	1	0	0	0	0	0
横浜市 小計	小計	10	5	3	2	2	2
	深谷市	6	5	6	3	3	1
	寄居町	3	3	1	1	1	1
	小計	9	8	7	4	4	7
	北埼玉	—	—	—	—	—	—
	北埼玉	6	5	3	3	3	3
	羽生市	1	1	0	0	1	0
	小計	7	6	3	3	4	3
	南埼玉郡市	0	0	0	0	0	0
	富代町	10	4	1	1	2	2
南埼玉郡市 小計	久喜市	3	3	2	0	1	1
	蓮田町	3	2	1	1	1	1
	白岡市	16	9	4	2	4	5
	小計	19	9	5	5	4	7
	葛飾市	15	9	2	3	2	5
	春日部市	6	2	2	2	2	1
	さいたま市岩槻区	5	4	1	1	1	1
	幸手市	7	1	1	0	0	0
	杉戸町	12	5	2	1	1	1
	小計	5	3	3	3	3	3
南埼玉郡市 小計	吉川市	3	3	1	0	0	0
	松伏町	8	3	1	0	3	4
	小計	3	3	4	3	4	3
	三郷市	4	3	3	3	3	3
	三郷市	433	204	127	102	111	125

新型コロナウイルスの接種実績

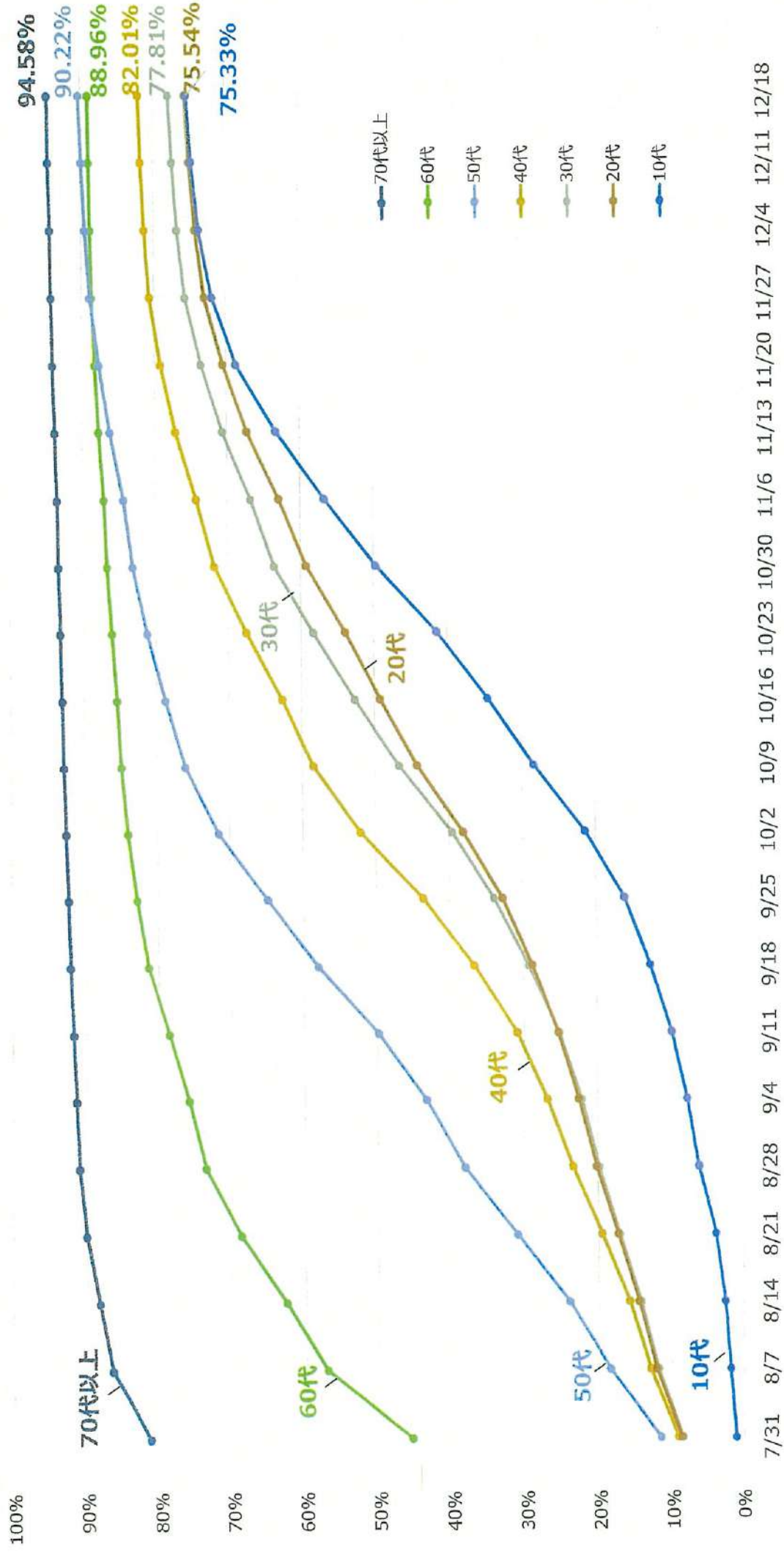


※ 接種率は、R3.1.1時点の埼玉県の常住人口(739万3,799人)に対する、VRSに登録された接種数の割合から算出

年代別接種率推移(1回目接種)



年代別接種率推移(2回目接種)



新型コロナウイルスワクチンの追加接種について

追加接種の基本的な方針

項目	対応方針												
対象者	○ 2 回接種完了者すべてに対して追加接種の機会を提供（1 回目・2 回目の接種機会の提供も継続） ○ まずは18歳以上の者を接種対象とする。 ○ 重症化リスクの高い者、重症化リスクの高い者と接触の多い者、職業上の理由等によりウイルス曝露リスクの高い者については、特に追加接種を推奨 ○ 2 回目接種完了からの接種間隔は、原則 8 か月以上（医療機関等でのクラスター発生時には例外的に6か月以上経過で接種可）												
接種間隔	○ 12月17日付の事務連絡で一部の対象者について、8 か月を待たずに前倒しで接種可能となった ＜前倒しの内容＞ 12月17日事務連絡の内容を、首相等の会見内容により補足 <table><tr><th>対象者</th><th>接種間隔</th><th>対象者数（全国）</th><th>前倒し用に別途確保するワクチン</th></tr><tr><td>・医療従事者 ・高齢者施設等の入所者及び従事者 ・通所サービス事業所の利用者及び従事者 ・病院又は有床診療所の入院患者</td><td>6か月以上</td><td>1,473万人</td><td>・自治体所有の在庫 （ファイザー＋モデルナ 890万回分） ・国所有の在庫 （モデルナ 500万回分） →配分は追って通知</td></tr><tr><td>その他の高齢者（2月以降の措置）</td><td>7か月以上</td><td>1,672万人</td><td>未定</td></tr></table>	対象者	接種間隔	対象者数（全国）	前倒し用に別途確保するワクチン	・医療従事者 ・高齢者施設等の入所者及び従事者 ・通所サービス事業所の利用者及び従事者 ・病院又は有床診療所の入院患者	6か月以上	1,473万人	・自治体所有の在庫 （ファイザー＋モデルナ 890万回分） ・国所有の在庫 （モデルナ 500万回分） →配分は追って通知	その他の高齢者（2月以降の措置）	7か月以上	1,672万人	未定
対象者	接種間隔	対象者数（全国）	前倒し用に別途確保するワクチン										
・医療従事者 ・高齢者施設等の入所者及び従事者 ・通所サービス事業所の利用者及び従事者 ・病院又は有床診療所の入院患者	6か月以上	1,473万人	・自治体所有の在庫 （ファイザー＋モデルナ 890万回分） ・国所有の在庫 （モデルナ 500万回分） →配分は追って通知										
その他の高齢者（2月以降の措置）	7か月以上	1,672万人	未定										
使用するワクチン	○ 1・2 回目に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチン（ファイザー社製、武田/モデルナ社製）を使用 ⇒ 他のワクチンからmRNAワクチンへの交互接種が認められている ○ mRNA以外のワクチンについては、科学的知見を踏まえ引き続き検討 12月16日薬事承認												

追加接種に係る月別対象者数とワクチン確保状況の見込み - 1

● 2 回目接種終了から **8 か月経過**した方を対象に追加接種を行う場合の見込み

追加接種月 (2回目接種終了月)	R3.11 (R3.3)	R3.12 (R3.4)	R4.1 (R3.5)	R4.2 (R3.6)
追加接種対象者数〔人〕	-	72,097	143,133	629,660
供給（見込）数〔回〕	-	649,350		1,279,200
月末ワクチン保有(見込)数〔回〕	692,634	1,269,887	1,126,754	1,776,294

うち、武田／モデルナ
社製ワクチン
35,250回分を
県が留保

↓
 ファイザー3rd第1クール 193,050回分
 (内訳) 1・2 回目接種の残余 499,584回分

追加接種月 (2回目接種終了月)	R4.3 (R3.7)	R4.4 (R3.8)	R4.5 (R3.9)	R4.6 (R3.10)	R4.7 (R3.11)
追加接種対象者数〔人〕	1,211,367	1,129,136	1,017,723	1,044,460	424,555
供給（見込）数〔回〕		3 月以降のワクチン分配予定は未定			
月末ワクチン保有(見込)数〔回〕	564,927	-564,209	-1,581,932	-2,626,392	-3,050,947

追加接種前倒しによる月別対象者数の変動見込み

(1) 2回目接種終了から8か月経過した方を対象に追加接種を行う場合

単位：人

追加接種月（2回目接種終了月）	R3.12 (R3.4)	R4.1 (R3.5)	R4.2 (R3.6)	R4.3 (R3.7)	R4.4 (R3.8)	R4.5 (R3.9)
(ア) 医療従事者	64,604	99,714	48,714	22,375	15,557	
(イ) 高齢者施設等の入所者・従事者				197,465		
(ウ) 療養病床の入院患者				10,050		
(エ) 障害施設の入所者及び従事者						29,011
(オ) 精神病床の入院患者						12,332
(カ) 上記以外の一般（高齢者等）	7,493	43,419	580,946	981,477	1,113,579	976,380
追加接種対象者数〔ア～カの合計〕	72,097	143,133	629,660	1,211,367	1,129,136	1,017,723

(2) 国の方針をふまえて追加接種時期の前倒しを行う場合

単位：人

追加接種月（2回目接種終了月）	R3.12 (R3.4)	R4.1 (R3.5)	R4.2 (R3.6)	R4.3 (R3.7)	R4.4 (R3.8)	R4.5 (R3.9)
(ア) 医療従事者	64,604	170,803	15,557			
(イ) 高齢者施設等の入所者・従事者		197,465				
(ウ) 療養病床の入院患者		10,050				
(エ) 障害施設の入所者及び従事者				29,011		
(オ) 精神病床の入院患者				12,332		
(カ) 上記以外の一般（高齢者等）	7,493	43,419	1,562,423		1,113,579	976,380
追加接種対象者数〔ア～カの合計〕	72,097	421,737	1,577,980	41,343	1,113,579	976,380
追加接種前倒しによる増減	±0	+278,604	+948,320	▲1,170,024	▲15,557	▲41,343

追加接種に係る月別対象者数とワクチン確保状況の見込み - 2

● 国の方針をふまえて追加接種時期の前倒しを行う場合の見込み

追加接種月 (2回目接種終了月)	R3.11 (R3.3)	R3.12 (R3.4)	R4.1 (R3.5)	R4.2 (R3.6-7)
追加接種対象者数〔人〕	-	72,097	421,737 (+278,604)	1,577,980 (+948,320)
供給（見込）数〔回〕	-	649,350		1,279,200
月末ワクチン保有（見込）数〔回〕	692,634	1,269,887	848,150	549,370

追加接種月 (2回目接種終了月)	R4.3	R4.4 (R3.8)	R4.5 (R3.9)	R4.6 (R3.10)	R4.7 (R3.11)
追加接種対象者数〔人〕	41,343 (▲1,170,024)	1,113,579 (▲15,557)	976,380 (▲41,343)	1,044,460	424,555
供給（見込）数〔回〕	3月以降のワクチン分配予定は未定				
月末ワクチン保有（見込）数〔回〕	508,027	-605,552	-1,581,932	-2,626,392	-3,050,947

埼玉県南部ワクチン接種センターにおける追加接種の開始

- ・2月から高齢者（施設入所者等以外）の追加接種の接種間隔が8か月以上から7か月以上に前倒しされました
- ・多くの高齢者が令和3年7月までに2回目の接種を完了したことを踏まえ、**7か月後の令和4年2月2日から埼玉県南部ワクチン接種センターにおいて追加接種を開始します**

開始時期等

- ▶ 2月1日 開始予定
- ▶ 予約方法・受付開始時期

準備でき次第、発表します

▶ 対象

県全域の3回目接種対象者（3回目接種券をお持ちのかた）

- ・65歳以上の高齢者（施設入所者等以外）で
2回目接種後7か月以上経過したかた
- ・上記の他、2回目接種後8か月以上経過したかた

概要

- ▶ 設置会場 埼玉県浦和合同庁舎
(JR北浦和駅徒歩10分)
- ▶ 開設期間 令和4年2月から～
(土日祝日も稼働)
- ▶ 接種人数 1日最大1000人程度を想定
- ▶ ワクチン 武田/モデルナ社製ワクチン



高齢者施設等における適切な接種体制の確保について【重要】

初回接種時の問題

市町村の接種方法の考え方の違いにより、**接種が受けられない高齢者施設等**が生じていた。



市町村の役割

<手引きにおける記載>

市町村は管内の高齢者施設等の把握や接種医の調整などを行うこととなっている。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(6.0版)P26)

管内の高齢者施設等の接種体制について、抜け漏れが無いように再度確認すること。

その結果、高齢者施設等における嘱託医が、管外の医療機関に所属している場合は、**施設所在地の市町村から、嘱託医の所属医療機関がある市町村へ連絡・調整を行い、嘱託医の直接雇用(対応①)や相手方市町村との調整(対応②)等が必要**となる。

高齢者施設等における適切な接種体制の確保について：対応策①

- (例1) A市の基本型接種施設orサテライト型接種施設でC医師を雇用
当該施設に雇用されたC医師は**A市のワクチン**を使用して巡回接種を実施
(良い点)
自らの市のワクチンを使用するため管理が容易

県推奨

令和3年6月1日

新型コロナウイルスワクチンに係る市町村説明会資料(抜粋)



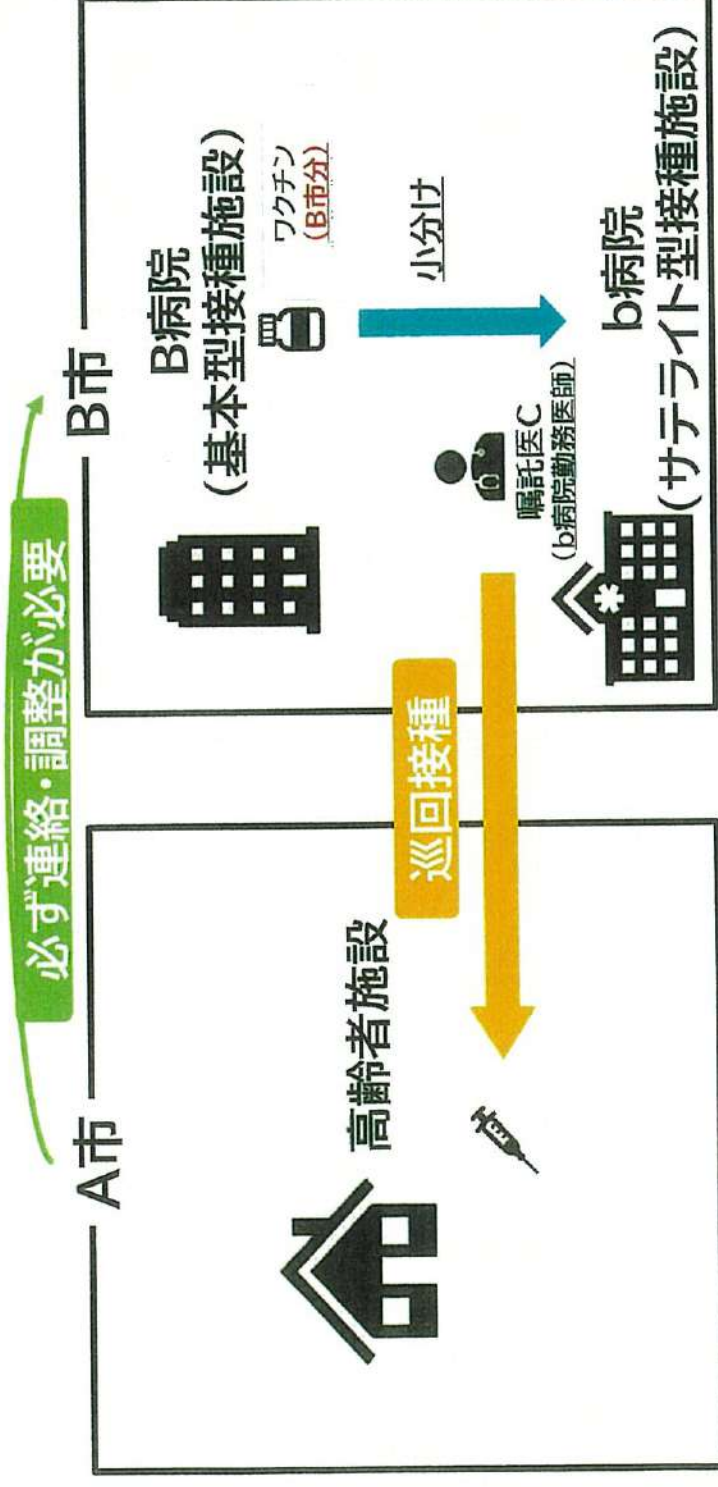
※ 令和3年4月22日付け保政第122-1号「高齢者向け接種を実施するための適切な体制確保について(通知)」を修正

高齢者施設等における適切な接種体制の確保について：対応策②

(例2) C医師は、B市にある**所属医療機関(b病院)**に小分けされたB市のワクチンを使用して巡回接種を実施

令和3年6月1日

新型コロナウイルスワクチンに係る市町村説明会資料(抜粋)



高齢者施設等における適切な接種体制の確保について：対応策②の課題

(例2：課題)

令和3年6月1日

新型コロナウイルスワクチンに係る市町村説明会資料(抜粋)

B市がA市と調整を行わなければ、**B市内の高齢者施設で接種が行われない可能性**がある。

→仮に、A市がワクチンの供給に同意したとしても、B市の高齢者施設の接種時期はA市の方針による。



高齢者施設等における適切な接種体制の確保について（仮）

（１）接種当日の医療機関等の事務

①接種券の持参を依頼



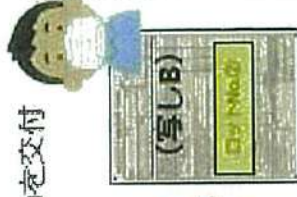
※後日、接種券の持参と転記作業が必要になる旨を予め説明。

②予診・接種の実施



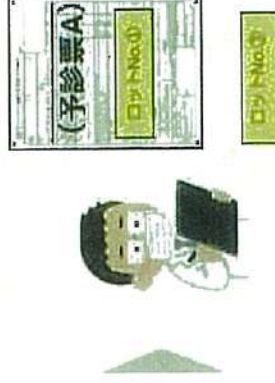
※接種券なしの予診票(A)に必要事項を記入
※1枚目のロット番号シールを貼付

③被接種者に予診票の写し(B)を交付

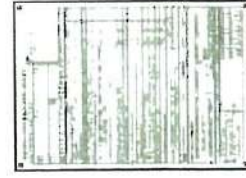


※予診票の写し(B)に2枚目のロット番号シールを貼付

④記入が完了した予診票(A)と残りのロット番号シールを保管



※最初に医療機関にある資材：接種券なしの予診票、ロット番号シール×3

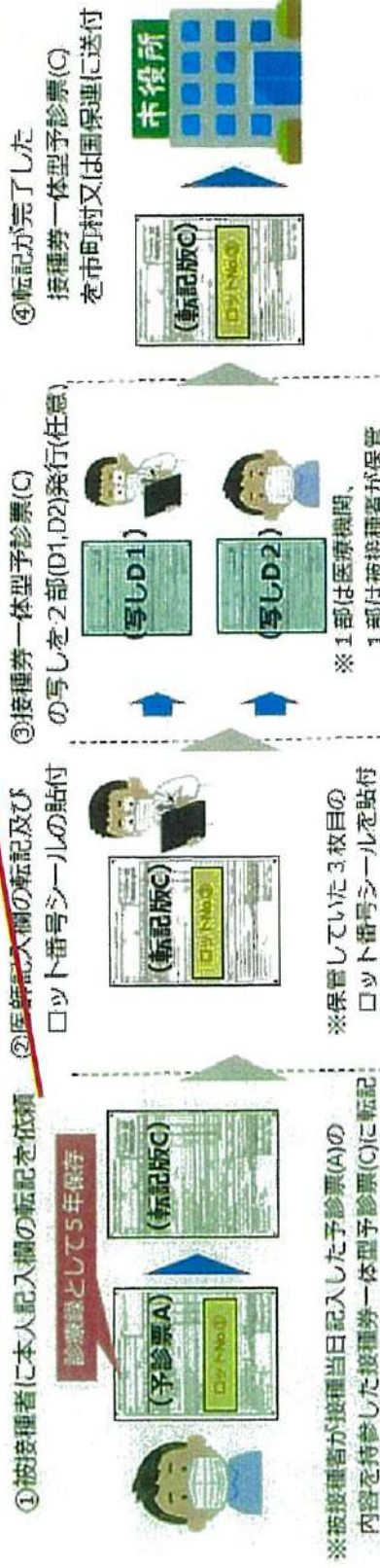


高齢者施設等における適切な接種体制の確保について（仮）

接種日までに接種券が届かなかった入所者の
接種券を施設で取りまとめるとともに、
本人記入欄を転記した上で医療機関へ送付

（２）後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務

ア、接種券が接種券一体型予診票（新形式）の場合



イ、接種券が接種券（兼）接種済証（シール型）の場合



巡回接種医が接種券一体型予診票に転記するべき内容について（仮）

1 施設

利用者の予診票を取りまとめ、本人記載欄が転記されていることを確認(or施設で転記)し、医療機関に送付

2 医療機関

医師記入項目を転記し、VRS読取や請求処理を行う。

(*) 医師記入項目は、ゴム印の押印など、簡易な方法での転記が可能

でも可
印+認
に

醫師署名又は記名押印

例)

埼玉 太郎

堦

でも可
め印のみに
or
め印のみに
認

[illegible]

施設等の転記領域

医療機関の転記領域

☒ 問診結果のチェック☒ 接種の可否の判定
(チェック)

☒ 時間外・休日加算のチェック
(塗りつぶし)

☐ 薬液の接種量(直接記入)☐ 医療機関コード(直接記入)☐ 接種年月日(直接記入)☐ ロットシールの貼付け